



金 沢 市 公 報

第 3 0 9 9 号

令和5年(2023年)1月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●告 示		
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (") 6
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について (") 6
○令和3年告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	3	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について (") 7
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3	○市道の区域の変更について (道路管理課)
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4	○道路の供用の開始について (") 7
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について (")	4	○兼用工作物の管理の方法を定めたことについて (") 8
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	4	○車両制限令の規定に基づく道路の指定について (") 9
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4	○車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当該道路の通行方法について (") 9
○児童福祉法の規定による事業の廃止について (")	5	●公 告
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (")	5	○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について (")	5	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (")	5	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて (建築指導課)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (")	6	10
		○開発行為に関する工事の完了について (")
		11
		●選挙管理委員会告示
		○金沢市議会議員選挙に係る説明会の開催について (選挙管理委員会)
		11
		●農業委員会告示
		○令和5年第1回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)
		11
		●公営企業告示
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)
		12

告 示

●金沢市告示第14号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 102台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 令和4年12月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市二口町二24番地5
 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 令和5年1月24日から同年4月23日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第15号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数		
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車 1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 4台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車 1台
上荒屋7丁目地内	自	転	車 1台
入江1丁目地内	自	転	車 1台
駅西新町3丁目地内	自	転	車 1台
八日市2丁目地内	自	転	車 1台
駅西本町6丁目地内	自	転	車 1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和4年12月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和5年1月24日から同年7月23日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第16号

令和3年告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

表中

史跡	かた だ じょうあと 堅田 城 跡		金沢市堅田町丙62番 奥田秀治他11名	指定平成18年7月11日	を
建造物	せいれいびょういんせいどう 聖霊 病 院聖堂	1 棟	金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人聖霊病院	指定平成18年7月11日	に
史跡	かた だ じょうあと 堅田 城 跡		金沢市堅田町丙62番 奥田秀治他11名	指定平成18年7月11日	

改める。

●金沢市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
中屋町会	代表者の氏名及び住所	堀 一宏 金沢市中屋1丁目133番地	吉本 叶人 金沢市中屋町東136番地	令和5年1月1日
海浜町会	代表者の氏名及び住所	船本 善孝 金沢市赤土町カ1番地65	荒屋 誠 金沢市赤土町ワ71番地9	令和5年1月1日
金沢市打木町会	代表者の氏名及び住所	坂本 茂樹 金沢市打木町西171番地	坂本 均 金沢市打木町西207番地	令和5年1月1日
稚日野町会	代表者の氏名及び住所	中根 英一 金沢市稚日野町南223番地1	中西 和章 金沢市稚日野町南211番地	令和5年1月1日
田島町会	代表者の氏名及び住所	田川 健二 金沢市田島町口15番地	藤田 和利 金沢市田島町ウ20番地甲	令和5年1月1日
北塚町町会	代表者の氏名及び住所	副田 正 金沢市北塚町東38番地	山古 英樹 金沢市北塚町西122番地4	令和5年1月1日
赤土町町会	代表者の氏名及び住所	林 茂樹 金沢市赤土町ヘ158番地	土永 崇 金沢市赤土町ト73番地	令和5年1月1日

●金沢市告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
金沢桜町齊藤内科クリニック	金沢市桜町19番23号	令和4年10月1日
京町とくひさ薬局	金沢市京町2番1号	令和4年10月1日
セルフケア薬局 武蔵町店	金沢市武蔵町15番1号 金沢スカイビル1階	令和4年11月15日

●金沢市告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
ゆとりの園 訪問看護ステーション	金沢市米泉町7丁目61番地5 西金沢プリンスビル2F	金沢市東力1丁目4番地 MTビル201	令和4年5月14日

●金沢市告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	廃止年月日
齊藤内科クリニック	金沢市桜町21番12号	令和4年9月30日
京町とくひさ薬局	金沢市京町2番1号	令和4年9月30日
オカダ薬局 西金沢店	金沢市西金沢5丁目321番地	令和2年6月30日
まるく眼科	金沢市香林坊2丁目1番1号 香林坊東急スクエア4F	令和4年7月31日
林胃腸科クリニック	金沢市西念3丁目32番14号	令和4年8月31日

●金沢市告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750103176	児童・放課後等 デイサービス かぶとむし	金沢市田井町 5番21号	株式会社メビ ウス	金沢市示野中 町1丁目15番 地	児童発達支援 放課後等デイ サービス	特定なし	令和5年 1月1日

●金沢市告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により次の指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	廃 止年月日
1750103101	児童・放課後等 デイサービス かぶとむし	金沢市田井町 5番21号	株式会社トッ プス	金沢市窪7丁 目285番地	児童発達支援 放課後等デイ サービス	特定なし	令和4年 12月31日

●金沢市告示第23号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	小児科	小幡 美智	令和4年12月20日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	長谷川博紀	令和4年12月20日

●金沢市告示第24号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	内科	浅香 充宏	令和4年9月30日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	整形外科	村井 惇朗	令和4年9月30日

●金沢市告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710105774	マホガニー	金沢市森戸1丁目101番地	株式会社 For ALL	金沢市長田2丁目28番47号	就労継続支援A型	知的障害者・精神障害者	令和4年12月1日
1710105782	HOLOHOLO	金沢市館山町ヨ5番地1	一般社団法人アロマテラズ協会	金沢市館山町へ14番地4	自立訓練(生活訓練)	特定なし	令和4年12月1日
1720105434	ソワン・ラボ	金沢市広岡1丁目13番29号	合同会社ミロク	金沢市専光寺町そ97番地5	共同生活援助	特定なし	令和5年1月1日

●金沢市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710105584	ヴィストジョブズ高尾台	金沢市窪4丁目400番地	ヴィスト株式会社	金沢市広岡1丁目2番14号	就労継続支援A型	特定なし	令和4年11月30日

●金沢市告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

1 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
京町とくひさ薬局	金沢市京町2番1号	育成医療、更生医療	令和4年10月1日
向日葵薬局	金沢市近岡町428番地1	育成医療、更生医療	令和5年1月1日
サンライトあかり薬局	金沢市近岡町381番地 大阪屋ショップ近岡店内	育成医療、更生医療	令和5年1月1日
クスリのアオキ鳴和薬局	金沢市鳴和1丁目1番16号	育成医療、更生医療	令和5年1月1日
おひさま薬局	金沢市疋田1丁目215番地	育成医療、更生医療	令和5年1月1日

2 訪問看護

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
インテグラル訪問看護ステーション	金沢市間明町2丁目55番地	育成医療、更生医療	令和5年1月1日

●金沢市告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

1 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
中森全快堂若宮薬局	金沢市若宮2丁目13番地	育成医療、更生医療	令和5年1月1日
吉野薬局	金沢市横山町15番27号	育成医療、更生医療	令和5年3月1日

2 訪問看護

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
金沢西病院訪問看護ステーション	金沢市駅西本町6丁目15番41号	育成医療、更生医療	令和5年1月1日

●金沢市告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
京町とくひさ薬局	金沢市京町2番1号	育成医療、更生医療	令和4年9月30日
メディ菊川薬局	金沢市菊川1丁目17番15号	育成医療、更生医療	令和4年12月31日

●金沢市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年1月23日から同年2月6日まで一般の縦覧に供します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	三口新町2丁目線 5号	三口新町2丁目 325番 1先から	旧	5.1	30.0
		三口新町2丁目 325番 5先まで	新	5.6	30.0
一般市道	小坂 23号 東長江町線	東長江町 41番 3先から	旧	5.0	27.5
		東長江町 41番 6先まで	新	6.0	27.5
一般市道	小坂 52号 小坂町南線 13号	小坂町 東 29番 4先から	旧	5.5	33.0
		小坂町 東 29番 1先まで	新	7.6	33.0
一般市道	小坂 52号 小坂町南線 21号	小坂町 東 29番 8先から	旧	3.7～3.8	46.1
		小坂町 東 29番 4先まで	新	5.0	46.1
一般市道	小坂 54号 高田団地線 6号	東長江町 呂 4番 14先から	旧	5.4～7.4	46.0
		東長江町 呂 4番 12先まで	新	15.3～36.5	46.0

●金沢市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年1月23日から同年2月6日まで一般の縦覧に供します。

令和5年1月23日

路線名	区 間	供用開始日
三口新町2丁目線 5号	三口新町2丁目 325番 1先から 三口新町2丁目 325番 5先まで	令和5年1月23日
小坂 23号 東長江町線	東長江町ほ 41番 3先から 東長江町ほ 41番 6先まで	令和5年1月23日
小坂 52号 小坂町南線 13号	小坂町東 29番 4先から 小坂町東 29番 1先まで	令和5年1月23日
小坂 52号 小坂町南線 21号	小坂町東 29番 8先から 小坂町東 29番 4先まで	令和5年1月23日
小坂 54号 高田団地線 6号	東長江町呂 4番 14先から 東長江町呂 4番 12先まで	令和5年1月23日

●金沢市告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と金沢市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

1 兼用工作物

犀川3号末町南線34号の一部と公営企業管理者の水道施設（水道事業用の工作物又はそれらの設置、維持若しくは管理に必要な物をいう。以下同じ。）とが相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

犀川3号末町南線34号の一部（末町参字213番2、215番2及び236番2）

3 兼用工作物の管理

- (1) 水道用地（専ら水道事業用の施設の敷設のために必要な土地をいう。）の財産管理については、公営企業管理者が行う。ただし、道路管理者が市道として供用している期間においては、公営企業管理者は、財産の処分をすることができない。
- (2) 兼用工作物の新設（附属物に係るものを含む。）、改築、点検、維持又は修繕は、道路施設（水道施設以外の道路全ての部分で、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、水道施設については公営企業管理者が行うものとする。
- (3) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路施設に係る場合は道路管理者が、専ら水道施設に係る場合は公営企業管理者が行い、それ以外の場合は、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は公営企業管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は公営企業管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、簡易な点検、維持若しくは修繕をするとき又は緊急等やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ公営企業管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、公営企業管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては水道施設の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

6 道路の占用等について

道路管理者は、兼用工作物に物件、工作物又は施設を設け、継続して使用するため占用しようとする者に対し、道路法第32条に基づき許可を与える権限を有する。ただし、水道施設に影響を及ぼすおそれがある場合には、あらかじめ公営企業管理者と協議しなければならない。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と公営企業管理者とが協議して定める。

●金沢市告示第33号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が25トンである道路として指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
1級幹線131号大浦・千木町線	大浦町ハ27-1番地先から千木町イ36番地先まで
1級幹線126号戸水町線	鞍月5丁目1006番地先から大河端西1丁目32番地先まで

2 指定する期日 令和5年2月1日

●金沢市告示第34号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項及び第2項の規定により告示します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
1級幹線131号大浦・千木町線	大浦町ハ27-1番地先から千木町イ36番地先まで

2 指定する期日 令和5年2月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有

者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年1月23日から同年2月21日まで

(2) 場所

金沢市柿木島1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

令和5年2月22日から同年3月8日まで（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和5年1月23日から同年2月21日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第273号	令和5年1月10日	直江町イ311番先から二204番先まで	50.90	4.6
第550号	令和5年1月10日	大河端西1丁目33番1内	74.4	5.62~6.04
第256号	令和5年1月10日	窪2丁目83番5先から86番3先まで	33.15	4.0
第447号	令和5年1月10日	泉野町2丁目410番4先から411番2先まで	27.0	4.84
第219号	令和5年1月10日	南森本町チ87番1先から87番4先まで	34.23	5.0
第591号	令和5年1月10日	畝田東3丁目81番先から83番先まで	29.5	4.6
第192号	令和5年1月10日	畝田東3丁目80番1先から81番先まで	2.49	4.75
第641号	令和5年1月10日	吉原町カ7番2先から8番1先まで	24.6	4.67
第7号	令和5年1月10日	泉本町1丁目17番2先から17番6先まで	48.7	4.6
第678号	令和5年1月10日	馬替3丁目25番6先から25番8先まで	25.6	4.7
第49号	令和5年1月10日	法光寺町164番2先から164番7先まで	35.0	5.0
第73号	令和5年1月10日	無量寺町ハ6番4先から46番1先まで	110.5	9.06~9.10
		無量寺町ハ6番4先から46番3先まで	36.2	8.20

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和5年1月23日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市桂町ト2番4から2番12まで、27番3から27番10まで及び30番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 山岸 宏	道路 金沢市桂町ト2番10、2番11、27番9及び30番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市桂町ト2番9 水路 金沢市桂町ト2番12及び27番10並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市長坂1丁目153番7、156番1及び156番3から156番6まで	金沢市高尾台1丁目300番地 株式会社新生不動産 代表取締役 浮田 貞一郎	道路 金沢市長坂1丁目153番7及び156番4
金沢市蓮花町イ208番1	金沢市別所町ヲ118番地 大野 諒 金沢市別所町ヲ118番地 大野 彩	

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第1号

令和5年4月23日執行予定の金沢市議会議員選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、立候補予定者及びその他の関係者に対する説明会を次のとおり開催します。

令和5年1月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 日 時 令和5年3月8日（水）午後2時30分
- 場 所 金沢市下本多町6番丁27番地
金沢歌劇座 大集会室

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和5年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月23日

金沢市農業委員会

会長 井 口 榮 市

- 日時 令和5年1月30日午後3時
- 場所 金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 令和5年事業計画(案)について
- (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

公 営 企 業 公 告

●金沢市公営企業告示第1号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和5年1月23日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和5年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 長坂1丁目及び山科2丁目の各一部
 - (2) 桂町、観法寺町及び近岡町の各一部
 - (3) 打木町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和5年(2023年)1月23日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄